

令和 8 年度

業務番号 金 委 第 1 号

藤枝2線外2線防雪柵組立収納業務

特記仕様書

五所川原市金木町 藤枝 地内

五所川原市総務部金木総合支所

第1条 適用範囲

本業務は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により業務するものとする。

第2条 業務条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、業務委託に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない業務が発生した場合は、調査職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容				
1. 工程関係	1. 業務日数又は業務期間	☒	業務期間	令和 9 年 3 月 27 日 まで		
		☐	業務日数	日間		

第3条 提出書類

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
調査員	業務工程表	契約締結後14日以内	1部	3条	
調査員	管理技術者通知書	着手時	1部	10条	
調査員	業務履行報告書	毎月1回調査職員の指定する日	1部	15条	毎月1部提出のこと
調査員	完成届	業務完成の日から5日以内	1部	31条	
調査員	引渡書	業務完了検査合格後	1部	31条	
調査員	請求書	業務完了検査合格後	1部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
調査員	管理技術者変更通知書	必要の都度	1部	10条	
調査員	貸与品借用(返納)書	引渡しの日から7日以内	1部	16条	
調査員	業務延期届	必要の都度	1部	24条	

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書	備考
調査員	業務打合簿	必要の都度	1部	第1編1-1-6	※1 業務材料
調査員	業務写真	業務完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	第1編1-1-20	着工前・完成のみ
調査員	施工管理図表	業務完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	第1編1-1-23	
調査員	安全訓練等の実施状況	業務完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	第1編1-1-26	

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
調査員	施工体制台帳図	下請負契約締結後速やかに	1部	第1編1-1-10	
調査員	火薬類使用計画書	着手前及び必要の都度	1部	第1編1-1-27	非火薬品(破碎薬)含む
調査員	事故報告書	発生時	1部	第1編1-1-29	

※1「業務材料事前審査登録済み」の場合は、品質を証明する添付資料は省略できる。

指 示 事 項

指示項目	指 示 内 容
設置について	① 材料運搬は、調査員の承諾を得てから立会のもとに行うこと。
	(材料は金木消防署西隣置き場、さくら団地内倉庫)
	② 設置する際は地主の承諾を得てから現地に入ること。
	③ 現地と平面図を照らし合わせて場所及び距離を間違えないようにすること。
	④ 設置完了期日は、12月上旬頃とする。
	⑤ 設置が完了したら、速やかに完成写真を1部提出して調査員の確認を受けること。
撤去について	① 現場に堆積した雪は、バックホウ等で雪切りをして早期に融雪するよう配慮すること。
	② 打ち込みアンカー等を現地に置き忘れて、地主より苦情のないようにすること。
	上記の理由で農機具等の破損があった場合は、請負業者の負担とする。
	③ 部材の運搬で田の畦畔等を破損させた場合は、必ず原形に復旧すること。
パトロールの実施	委託期間内は定期的に現場のパトロールを実施すること。
	(特に、強風時には強化する。)

注：疑義の生じた場合はその都度調査員と協議すること。